

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画

帰還・移住等環境整備事業等個票

令和3年5月時点

NO.	208	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (広域農業用水適正管理対策事業) 浪江堰地区(単年度型)	事業番号	(5)-40-99
交付団体	福島県	事業実施主体(直接/間接)	福島県(直接)		
総交付対象事業費	107,000(千円)	全体事業費	107,000(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>帰還困難区域のある浪江町において、東日本大震災以前は、地域農業者を中心に農業水利施設並びに農用地の保安全管理が行われてきたが、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、農業水利施設を管理する地域農業者が避難したため、適切な維持管理が不可能な状況となっている。特に帰還困難区域内の農業水利施設については、維持管理が行えず、施設の機能低下が進んでいる。</p> <p>このような農業水利施設のうち、将来的に使用されない農業用の堰を残存した場合、大雨等で河川が増水した際に災害発生の要因となるため、本事業で撤去を行い周辺の家屋等への被害を未然に防ぐことが必要である。</p> <p>よって、本事業において堰の撤去を行い災害を未然に防止し帰還環境の整備を図ることにより、避難した農家を含めた地域住民の帰還を促進し、農村地域の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本施設は国営かんがい排水事業 請戸川地区の事業実施にあたり用途廃止すべき農業用の堰(浪江堰)であるが、受益者や関係土地改良区との協議の中で撤去できていなかった施設である。</p> <p>本施設は固定堰で大雨などの際に河川の水位を上昇させる原因の一つとなっていることから、本施設を撤去することにより周辺の家屋等への被害を未然に防ぐことができる。</p> <p>このため、本事業にて当該施設の撤去工事を行うものである。</p>					
【事業名及び地区名】					
農山村地域復興基盤総合整備事業(広域農業用水適正管理対策事業)浪江堰地区 (福島再生加速化交付金(帰還環境整備)交付要綱(農林水産省)別添1-8 第3の2)					
【申請に係る事業概要】					
第35回申請については、堰撤去工、実施設計、河川協議資料作成業務、借地補償費に必要な事業費を申請する。					
【事業要件】					
・国営土地改良事業の実施による施設の新設又は改築に伴い、撤去することが土地改良事業計画に含まれていた農業水利施設。 ・放置すると河川の適正な利用の支障となったり、災害の発生の原因となるおそれのある農業水利施設で河川管理者より撤去を求められている施設					
【浪江町復興計画】					
I 先人から受け継ぎ、次世代に引き継ぐ“ふるさと”なみえを再生する -主要施策6(農林漁業の再興)-新たな環境基盤による営農再開-生産基盤の整備と強化 農業関連施設等の整備・充実や農地の集約化(圃場整備)等により、畜産を含む営農の再開に向けた生産基盤の整備と強化を図ります。					
【福島県復興計画】					
6 農林水産業再生プロジェクト -2 農業の再生-②農地整備や海岸保全施設の整備など農林水産業基盤の強化					
当面の事業概要					
<令和3年度> 堰撤去工、実施設計、河川協議資料作成業務、借地補償費					

地域の帰還・移住等環境整備との関係	
本事業において堰を撤去し環境整備を行うことにより、災害の未然防止が図られ被災農家を含めた地域住民の帰還の促進に寄与する。	
関連する事業の概要	
国営かんがい排水事業 請戸川地区 (S46～S63)	

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

農山村地域復興基盤総合整備事業（広域農業用水適正管理対策事業）浪江堰地区 位置図

県道  
35号線

No. : 208

事業番号 : (5) - 40 - 99

事業名 : 農山村地域復興基盤総合整備事業（広域農業用水適正管理対策事業）

地区名 : 浪江堰地区

浪江町

仲禅寺

清水

23

乱塔前

大堀

谷津田

132

大堀

30

36

2級河川 高瀬川

猿田

浪江堰

常磐道

高倉

△88.7

寺沢

瀬川

井手

△67.1

仲

